

## 建築協定目次

### 水垂グリーンビレッジ

- 第1条 目的
- 第2条 用語の定義
- 第3条 名称
- 第4条 協定区域
- 第5条 協定の効力の発生
- 第6条 土地の共有者等の取扱い
- 第7条 共有地(コモンスペース)
- 第8条 建築物の借主の地位
- 第9条 敷地等
- 第10条 用途
- 第11条 建築物の位置
- 第12条 建築物の形態等
- 第13条 生け垣等
- 第14条 建築物等の制限の特例
- 第15条 有効期間
- 第16条 新たな土地の所有者等に対する協定の効力
- 第17条 違反した者に対する措置
- 第18条 裁判所への提訴
- 第19条 委員会
- 第20条 協定の変更
- 第21条 協定の廃止
- 第22条 変更及び廃止の認可
- 第23条 補足
- 附則

## 共有地(コモンスペース)協定目次

### 水垂グリーンビレッジ

- 第1条 目的
- 第2条 名称
- 第3条 対象物件の範囲
- 第4条 協定の遵守義務
- 第5条 協定の効力
- 第6条 共有持分
- 第7条 分割請求及び単独処分の禁止
- 第8条 用法
- 第9条 駐車場の専用使用
- 第10条 建築物等の制限
- 第11条 管理責任
- 第12条 管理運営
- 第13条 協定の変更等
- 第14条 協定外事項
- 第15条 協定原本
- 附則

# 水垂グリーンビレッジ建築協定

## ( 目的 )

第1条 この協定は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第4章の規定及び掛川市建築協定条例（昭和57年3月30日条例第6号）に基づき、第4条に定める区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態及び建築設備に関する基準を定め、住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

## ( 用語の定義 )

第2条 この協定における用語の意義は、建築基準法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に定めるところによる。

## ( 名称 )

第3条 この協定は水垂グリーンビレッジ建築協定（以下「協定」という。）と称する。

## ( 協定区域 )

第4条 この協定の目的となる区域（以下「協定区域」という。）は静岡県掛川市水垂字中村1116番地1ほかの土地で、別紙地番表及び別紙図面で表示する区域とする。

## ( 協定の効力の発生 )

第5条 この協定は、静岡県知事の認可の日から起算して1年以内において、この協定区域内の土地に2以上の土地の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有するもの（以下「土地の所有者等」という。）が存することとなった時から効力を発する。

## ( 土地の共有者等の取扱い )

第6条 土地の共有者又は共同借地権者は、合わせて一の所有者又は借地権者とみなす。

## ( 共有地（コモンスペース） )

第7条 この協定において「共有地」とは、複数の敷地に囲まれた共有の土地で、その土地の所有者等が広場として使用・管理する土地（一部駐車するスペースを含む。）をいう。

2. 共有地の使用及び管理については、別に使用及び管理に関する協定を定める。

## ( 建築物の借主の地位 )

第8条 第9条から第13条に定める基準が建築物の借主の権限に係わる場合においては、当該建築物の借主は土地の所有者とみなす。

## ( 敷地等 )

第9条 建築物の敷地は、次の各号に定める基準に適合しなければならない。

( 1 ) 敷地は、合わせ又は分割して構成することができるが、この協定の認可を受けたときの区画面積を下回ってはならない。

( 2 ) 敷地の地盤の高さは、変更してはならない。ただし、庭の修景、出入りのためのものについては、この限りでない。

( 3 ) 敷地から道路への自動車の出入口は、道路の交差点のスミ切り部に設けてはならない。

## ( 用途 )

第10条 建築物の用途は、建築基準法別表2（い）項に掲げる建築物以外の建築物を建築してはならない。

## ( 建築物の位置 )

第11条 建築物の位置は、次に定める基準に適合するものでなければならない。  
建築物の外壁又はこれにかかる柱の面は、道路（スミ切り部分を除く）及び隣地境界線から1メートル以上離れていること。ただし、次の各号に該当する建物は、この限りではない。

( 1 ) 別棟の車庫で軒の高さが2.5メートル以下のもの

(2) 別棟の物置で床面積が10平方メートル以内かつ、軒の高さ2.5メートル以下のもの

(建築物等の形態等)

第12条 建築物等の形態等は、次の各号に定める基準に適合しなければならない。

(1) 建築物の最高の高さは地盤面（建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいう。）から10メートルを超えないこと、又軒の高さは7メートルを超えないこと。

(2) 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合（建ぺい率）は、10分の6を超えないこと。

(3) 建築物の延べ床面積の敷地面積に対する割合（容積率）は、10分の15を超えないこと。

(4) 敷地内には、この協定区域内にある施設以外のための広告板及び看板を設けないこと。

(5) 雜排水の処理については、処理槽を経由し排出すること。

(生け垣等)

第13条 道路又は隣地境界線に面する垣は、生け垣又はフェンスその他これらに類するものとする。

ただし、次の各号の一に該当する場合には、この限りでない。

(1) 門又は門の袖については、コンクリート造、れんが造、石垣等の構造とし左右それぞれの袖の長さが2メートル以下のもの。

(2) フェンス等の基礎については、コンクリート造又はコンクリートブロック造等で、高さが60センチメートル以下のもの。

(建築物等の制限の特例)

第14条 第9条から第13条までの規定にかかわらず、委員会の決定に基づき委員長が地方公共団体の支所、巡回派出所、公衆電話所その他公益上必要な建築物等で地域の環境を害さないと認めたものについては、これらの規定を適用しない。

(有効期間)

第15条 この協定は、静岡県知事の認可の公告があった日から15年を経過した日をもって満了する。ただし、この協定の有効期間内になされた行為に対する第17条及び第18条の規定の適用については、期間満了後もなお従前の例による。

2. この協定の有効期間が満了する日の6ヶ月前までに、土地の所有者等から、委員長に対し、有効期間の継続についての異議の申出がない場合には、この協定は引き続き5年間有効とする。

3. 前項の規定は、前項の規定によりこの協定の有効期間が継続している場合について準用する。

(新たな土地の所有者等に対する協定の効力)

第16条 この協定は前条の有効期間内において、この協定区域内の土地の所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。

(違反した者に対する措置)

第17条 この協定に違反した者があった場合には、委員会は当該違反者に対し文書をもって、工事の施工の停止を請求し、又は相当の猶予期間をつけて、当該行為を是正するために必要な措置をとることを請求することができる。

2. 前項の請求があった場合には、当該違反者はこれに従わなければならぬ。

( 裁判所への提訴 )

第18条 前条第1項の請求があった場合において、当該違反者がその請求に従わないときは、委員長はこれを履行させるため裁判所に提訴することができる。

2. 前項のために要した費用は、当該違反者の負担とする。

( 委員会 )

第19条 この協定を運営するために委員会を設置する。

2. 委員会は、土地の所有者等の互選により選出された委員5名をもって組織する。

3. 委員会には、委員長1人、副委員長1人及び会計1人の役員を置く。

4. 委員会は、委員長を含み過半数以上の委員の出席がなければ開くことはできない。

5. 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

6. 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7. 委員の任期が満了した場合において、後任の委員が任命されるまでは前項の規定にかかわらず、その委員の任期は継続しているものとみなす。

8. 委員は再任されることがある。

9. 委員は非常勤とする。

10. 委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に関する第9条から第15条、第17条、及び第18条に関する議事に加わることはできない。

11. 委員長は、委員が互選し、副委員長及び会計は、委員長が任命する。

12. 委員長は、委員会を代表し、協定の運営に関する事務を総括する。

13. 委員長は、土地の所有者等の3分の1以上の者から書面による請求があった場合には、委員会を召集しなければならない。

14. 副委員長は、委員長に事故あるとき、これを代理する。

15. 会計は、委員会の経理に関する事務を処理する。

( 協定の変更 )

第20条 この協定に係る協定区域、建築物等の基準、有効期間または違反者に対する措置を変更しようとする場合には、土地の所有者等の全員の合意を必要とする。ただし、当該建築協定区域内に借地権の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権の目的となっている土地の所有者以外の土地の所有者等の全員の合意があれば足りる。

( 協定の廃止 )

第21条 この協定を廃止しようとする場合には、土地の所有者等の過半数の合意を必要とする。

( 変更及び廃止の認可 )

第22条 第20条又は第21条の規定により変更又は廃止しようとする場合には、静岡県知事に申請してその認可をうけなければならない。

( 補 足 )

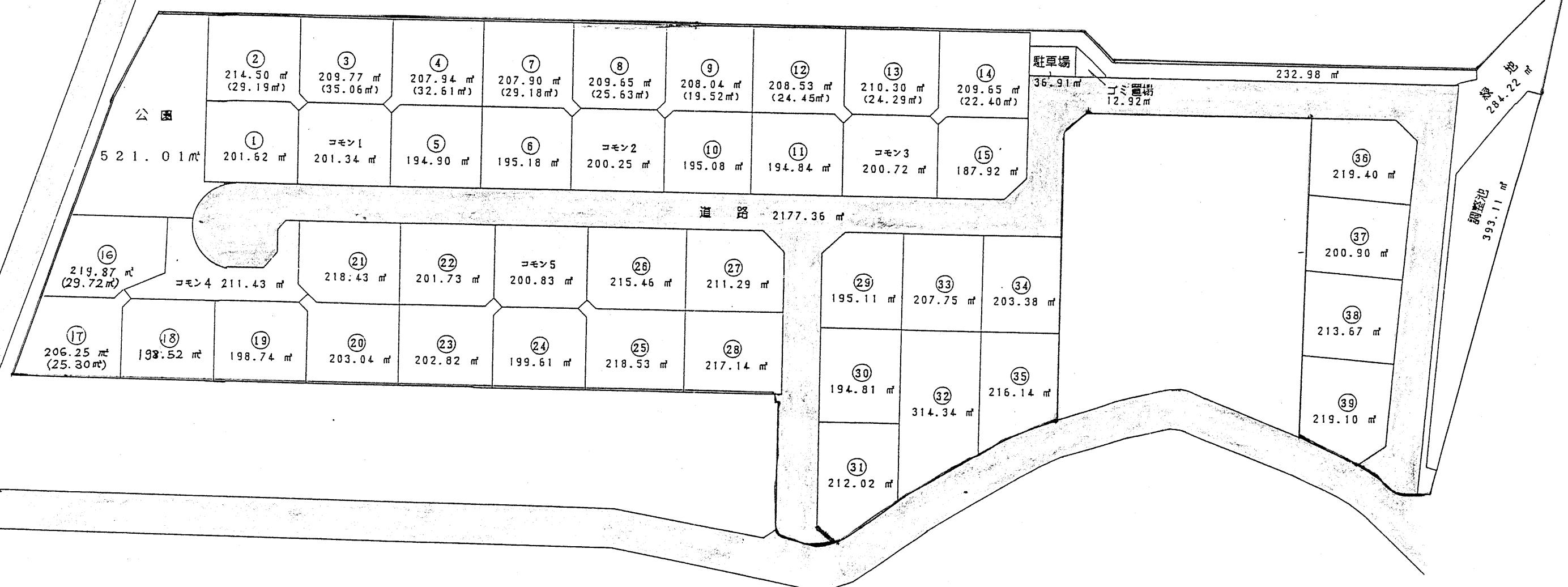
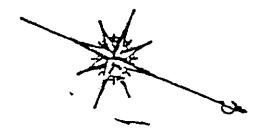
第23条 この協定に定めるもののほか、委員会の運営、組織、議事及び委員に関する必要な事項は、委員会が別に定めることができる。

附 則

この協定は、4部作成し、これを静岡県知事に提出する。認可通知書の写しは委員長が保管し、その写しを協定者全員に配布する。

# 掛川市水垂グリーンビレッヂ造成区画図

縮尺=1:800



凡例	
宅地	(○)
コモンスペース	(○)
道路	(○)

建築物区域界

地 番 表

(協 定 区 域)

掛川市水垂字中村 1 1 1 6 - 1

1 1 1 6 - 1 0

1 1 1 6 - 1 1

1 1 2 5 - 9

1 1 2 5 - 1 2

1 1 3 1 - 1

1 1 4 0 - 5

1 1 2 5 - 1 0

掛川市葛ヶ丘 2 丁目 1 6 - 3

以上 9 筆

